

第12回官業民営化等WG・第26回市場化テストWG 議事録(文部科学省ヒアリング)

1. 日時：平成17年10月26日(水)
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：独立行政法人国立美術館、国立博物館、文化財研究所
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、安念専門委員、福井専門委員、美原専門委員
文部科学省

文化庁文化財部

美術学芸課美術館・歴史博物館室	室長	高尾 展明
	室長補佐	一山 直子
伝統文化課文化財保護企画室	室長	袖山 禎之
伝統文化課	課長補佐	堀池 幸浩
大臣官房		
総務課行政改革推進室	室長	永山 裕二

原主査 どうもお待たせをいたしました。2回目のヒアリングということで、こちらからも追加の質問というのを出しておりますので、それぞれについて全体で1時間という時間はとれませんので、45分くらいで終わりたいと思っておりますので、個別追加の質問を出させていただいた辺りを中心に、御回答いただいて、基本線のところでもかなり乖離があったような気がいたしますので、その辺の議論ということにさせていただきたいと思っております。

それでは、どちらからおやりになりますか。

高尾美術館・歴史博物館室長 それでは、美術館・歴史博物館を担当しております高尾と申します。どうぞよろしく申し上げます。

前回、追加の御質問、あるいは資料等ということで説明をしたいと思います。全体で8件ほどあったと思いますが、最初にお手元の資料の研究者の内訳ということで資料1、2ということで提出しておりますので、そちらの方を参照していただきたいと思います。全体で博物館に関しては99名、美術館については60名の研究者の内訳を載せておりますので、どうぞ参考にしていただきたいと思います。

第2点目でございますが、海外の国立の博物館、美術館がどういう運営形態になっているのかということの御質問があったかと思いますが、2ページ目でございますけれども、ヨーロッパ、アジアについての調べられるだけの博物館についての運営形態、あるいは法人の形態について一覧表に載せてあります。

特にイタリアから下、アジア関係でございますが、これは国の機関として国が直接設置

の形態を持っているということでございます。

フランスにつきましても、国の機関。一部については公共企業体という形で、いずれにしるイギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア以下ということで、非常に国が関与しながら設置の形態を持っているということでございます。

その中でイギリスのロンドンにあります王立武具博物館についてのPFIという御質問がございましたが、これは調べましたら、1996年の3月、RAIということで、いわゆる民間企業が出資設立した組織に管理運営を委託することが決定されたと。これはPFI方式の導入だと思えますが、ただ、これは1999年7月に委託が廃止されまして、現在は元に戻った形で武具保管委員会が管理運営を行うことになったと。このRAIについては、現在のところ飲食物等の提供と団体の受け入れ事務に限られているというところでございます。

それぞれ、イギリス、フランス、ドイツの形態を文書で載せてありますので、これは4ページも同じようにオランダ、イタリアということになっております。

アメリカでございますけれども、これもスミソニアンの話が出ましたけれども、5ページ目に表として載せてあります。アメリカの場合は前回も御説明しましたけれども、いわゆる文化庁という組織がございません。そういう中でスミソニアンというのは1846年に個人の寄付によって設立されている。個人の寄付によって設立されておりますけれども、職員は6,000名弱おりますけれども、そのうちの4分の3以上は連邦政府の職員である。しかも、予算についても、政府が補助金、あるいは交付金をもって、国が非常にバックアップをしながら経営している。しかも、運営形態につきまして、下の方に書いてございますけれども、最高裁の長官、副大統領、上院の議員という中で理事会を組織しながらスミソニアン機構の管理に当たっているというのが現状でございます。

6ページ、諸外国の国立博物館、美術館の保険についてということですが、保険についてはまだ不明なところがございます。ただ、ひとつ言えることは、この下に書いてありますが、いわゆる国家補償制度を持っているということで、美術品の貸借に係る国の補償ということで、今アメリカ、フランス、ドイツ、範囲の限定はございますけれども、国家の補償制度を持っている。日本の場合は国家の補償制度はございません。

7ページ、研究職、これは国立博物館は前にも説明いたしましたけれども、我が国の歴史、伝統文化というものを広く御理解いただき、文化財の保存・活用、次世代に継承していく。また、日本の文化を世界に発信していくという国立としての任務がございます。

美術館につきましても、美術振興、いわゆるナショナル・センターとして国立美術館として我が国の美術振興に努めていくということがございます。

ただ、その一貫性の問題でございますけれども、ここには書いてありませんが、博物館・美術館の職、学芸の職というのは非常に多面的な問題を持っておりまして、ただ研究だけではなくて、研究と技術と教育という3つの職務を持っております。それは当然収蔵品、あるいは文化財・美術品に対する調査研究、発表は勿論論文で発表する。ただ、博物館・

美術館の場合は最終的には展示でそれを表して、多くの方に理解をしていただく。そのためには物を扱う技術というものが必要になります。

もう一つは物を見る目、鑑識でございますが、よく美術商というのがありますけれども、これは学校を出てすぐに美術商になれるというものではなくて、経験の中から多くのものを扱いながらそういう鑑識の目を持ったり、あるいは物を日々研鑽で取り扱っていくという中における技術が必要になってきます。

教育普及ということで、教育者としての面を持っております。これは学校と違って、学校は同年齢、あるいは同学年の人に教師が教えるわけですが、博物館・美術館の場合には、子どもからお年寄りまでということで、それを非常にわかりやすく理解していただくという、いわゆる教育者としての面を持っているということでございます。

そういう中で、最終的な展示、あるいは教育普及をしていくための収集と保存をして管理し、それを整理して、その中で調査研究をしながら発表していくという職務は一環しているというものであるということでございます。

8 ページ目「中長期的な視点に立った調査研究の成果」ということで、これも別添の資料3と4ということでお付けしてありますので、それにつきましては、資料3と4を参照していただきたいと思っております。

9 ページ目、前回、国立博物館に匹敵する専門家集団を擁した機関はないということですが、先ほど申し上げたとおり博物館業務の継続性、一貫性ということがまず前提にございまして、そういう中で今の研究者の集団が自館の収蔵品に対する不断の調査研究を積み重ねているというのが現状でございます。

一番下にも書いてございますけれども、新聞社等マスコミ等との共催展を行う場合については、書籍の研究についてもそうですが、客員研究員という形で大学との連携、あるいは外国の研究物との関係で客員研究員というものを置いて共同研究に従事しているところでございます。

10 ページ目は、管理部門を民間委託することについてということで、ここにもございますが、長期的なビジョンを博物館、美術館は持つ必要があるということで、経営方針の決定であるとか、採用、あるいは施設計画の整備ということについては、法人のマネジメントに重要な事項にかかわる部署、または職員が必要であるということで書かせていただきました。

11 ページ目、地方自治法の改正による指定管理者制度の利用ということで、これは3年ということで来年、平成18年9月ということになっておりますが、いわゆる各県とも美術館・博物館にその制度がなじむかどうかということで今試行錯誤の段階であります。

ただ、幾つか美術館、博物館は指定管理者制度を導入すると聞いてはおりますが、それもいわゆる施設管理運営の面での指定管理者制度の導入ということで聞いております。

12 ページ、13 ページでございますが、ゼロから考えてほしいということで国立美術館、博物館の業務の在り方ということでございますが、今まで申し上げたとおり、国立美術館、

博物館は、1つは国としての責任がある非常に公共性の高い機関でございます。

その中で独立行政法人という独立性や経営の柔軟性をとっているということで、いわゆる独立行政法人制度の中で運営を効率化していくというのは非常に適しているのではないかとするのは私どもの意見でございます。

今、国立博物館、美術館につきましても、管理運営の面で施設管理、会場の管理、一般の管理、あるいは事業関係についても民間委託を行っておりますし、また、これは今後館によっては非常に経費の削減を見ながら恐らく民間委託を進めていくと思います。

もう一つは、博物館、美術館はただ民間委託と法人の職員だけではなくて多くのボランティアを抱えております。上野にあります東京国立博物館はもう200名のボランティアを抱えながら館の運営に携わっているというのが現状でございます。

若干時間の関係がありまして、早口で大変申し訳なかったんですが、以上です。

原主査 大変急がせまして、恐縮です。文化財研究所も併せて御回答いただければと思います。

袖山文化財保護企画室長 それでは、私の方から文化財研究所の方について説明させていただきます。文化財研究所の方を担当しております袖山と申します、よろしく申し上げます。

まず一点目でございますけれども、文化財研究所に所属している研究者の学位、専門分野等に関する内訳ということでございまして、これについては一覧でお示しをさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。東京33人、奈良57人の全体で90人ございまして、非常に多岐にわたる専門分野の方がおられるということでございます。

福井専門委員 学士・修士、博士それぞれ何人ずつですか。

袖山文化財保護企画室長 後ほどお知らせいたします。おおむね修士修了者以上が多いということ。また、民間の研究歴を持っている方も、これは若干名でございますけれども、おられます。民間と言っても財団法人というところでございます。

それから、2つ目の事項、文化財研究所が他の研究機関に比して優位性を保っているという点でございますが、私どもの方で、文化財分野についての他の機関における研究者の状況について調べたものでございます。「美術史」につきましては、中段以降にございますように、例えば大学では東北芸術工科大学でございますとか、東北大学といったところ。

「古典芸能・民俗芸能」では法政大学とかいう形で、それぞれの分野ごとに当然のことではございますが、それぞれの興味・関心と言いますか、研究者の研究テーマに基づいた形で研究が行われている分野というものはございます。

次ページにも「保存科学」「修復技術」「考古学」「文化財国際協力」という形で整理をしております。

ただし、こういった文化財に係る分野を総合的に把握して、調査研究を組織的、かつ継続的に進めている機関、また、文化財研究所については、行政に寄与するという性格上、実践的なものでございますけれども、このような形での研究というものを実施している機

関というものは存在しないというのが実情でございます。

続きまして、文化財研究所について、独立行政法人としての形態で集中的に役割を担っているところがあるのかないか。民間部門に担わせられるのか、プロジェクトに応じた公募の形などによって役割を担うことができないかということに対する回答でございますけれども、これは前回からも説明をさせていただいているところでございますけれども、文化財というのは国民の貴重な財産でございますまして、長い歴史の中で生まれ、育まれ、そして守り伝えられてきたものであるということでございますまして、将来の文化の向上の発展の基礎を成すものであるということを考えますと、これを保存、継承し後世に伝えていくというのは国の責務であるというふうに考えているところでございますけれども、この文化財研究所でございますが、こうした国としての文化財行政の基盤を形成するという目的を持ちまして、文化財行政の政策体系に即しまして、基礎的な研究、実践的な研究というものを実施しているところでございます。言わば文化庁と一体となって文化財保護行政を推進している機能を果たしていると考えております。

したがいまして、その業務の性格やその果たすべき責務ということに鑑みれば、これは公の機関において業務を行うべきものであると考えております。

民間等でも実施できないのかということでございますけれども、民間あるいはプロジェクトという形でこういったすべての機能を委ねるといふことにいたしますと、文化財行政を推進していく基盤を形成するための安定性でございますとか、継続性、機動性といったようなものは確保できなくなるという問題があると考えております。

この独立行政法人としての文化財研究所でございますけれども、御承知のとおりでございますが、独立行政法人発足の際の考え方として、公が担うべき業務の中で一定の独立性があつて、業務の効率化を図るといふ観点から有効であるということにしているところでございます。そのような業務効率の最適化を図る形態としては、この独立行政法人制度というものが最適であるというふうに考えておりますし、この独立行政法人制度が発足した当時と現在の状況を比べたときに、その意義が薄れたということは全くないというふうに考えているところでございます。

前回の中で民間に委託して差し支えない業務について、どのような業務について委託可能であり、委託不可能なのかということ。なぜそのように考えるのかということについてでございますけれども、委託可能な業務というものは、研究所が果たすべき業務の根幹にかかわらない定型的な事務であれば、委託は可能であるというふうに考えております。

そのような観点で民間委託が可能な業務としては、会計システム保守、給与システム保守、設備管理、清掃、庁舎間連絡業務、公開施設管理業務、宮跡公開活用支援業務、刊行物発送、情報システム保守業務といったようなものがございまして、これらについては民間委託を進めているところでございます。

最後でございますが、民間に任せただけの場合の弊害点、問題点が解消・整理された場合には、民間開放は考えてよいか。あるいは「市場化テスト」の対象とすることが可能であるかと

いう問いでございます。

繰返しになりますので申しませんけれども、この文化財研究所というのは、公の機関において業務を遂行すべきものであるということが大前提としてございます。仮に民間に任せるということを考えましたときに、民間が参入をするということは、民間でございますので、当然でございますけれども、参入は自由でございますけれども、撤退をするということも自由であると考えておりました、先ほどごらんいただきましたように、文化財の調査研究というものについては、そもそも広範な市場というものが存在しているような状況にはない。文化財について研究をしているのは大学、地方公共団体がほとんどでございます。そのような中で仮に業務を民間に委ねられたとしても、民間の事情により撤退を余儀なくされるということも考えられるわけございまして、そのような状況が生じたときに継続的、安定的な調査研究というものを継続できない事態というのは十分に考えられる。

そのようなときには文化財行政に支障を来すこととなると考えております。

そのような状況を考えますと、やはり独立行政法人という形態が効率性と業務の公益性というものを兼ねる形態として最適であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

原主査 どうもありがとうございました。ちょっと時間が押しております、残り十分な時間がとれないかと思いますが、改めてこちらから質問ということをお願いしたいと思っておりますが、私の方からは2点ございます。

博物館と美術館についてですが、海外の状況について追加で調べていただいて、御回答いただいたんですが、各国の事情、背景があるということで大変興味深く見させていただいておりますけれども、アメリカは別にして、イギリス、フランス、ドイツ、オランダというヨーロッパ諸国とそうではない国とではまた違うということになるんですが、ヨーロッパ諸国は、過去どういうふうになっていて、現在こういう形になっているという歴史的な流れも、ドイツとかオランダとかはありますけれども、かつて国であったけれども、今は財団なのかとか、この辺りの経緯がわからないということと。

それから、韓国・中国辺りが国になっているわけですが、こういった国々では博物館とか美術館というのが民間では存在をしているものがあるのかということ。だから、国に1つしかなくて、それで国立だということになっているのか。それとも、民間の博物館、美術館というのもあって、その中の1つとして、国立の博物館、美術館もあるのかという辺りがもうちょっと歴史的にということと、それぞれの国の立体的な状況が把握できたらというふうに思っておりますので、御存じの範囲で教えていただきたいということ。

それから、今回は個別の研究職というか、働いていらっしゃる方々の実際におやりになっていらっしゃる研究とか業務とかを出していただいて、何をおやりになっているかよくわかるわけですが、こういった例えば国立の美術館に就職をするというか、採用されると、ほかとの人事交流、大学も幾つか挙げていただいておりますけれども、大学の研究者と

の人事交流とかということとはなされているのかいないのか。大学とか民間の研究機関とか、博物館、美術館でもいいんですけども、そういったところとの人事交流のようなものになされているのかどうか。その2点をお聞きしたいと思います。

高尾美術館・歴史博物館室長 アジア諸国に私立があるかどうかということなんですが、これは調べてまいります。

それから、ヨーロッパ諸国における歴史的な流れ。これについても、正確を期したいと思いますので、調べてお示ししたいと思います。ヨーロッパと言ってもドイツは連邦制でございますので、連邦の中で美術館、博物館を持っているという面が強い。

それから、フランスについては、直接文化庁のような組織があって、博物館局というものがある、33の美術館、博物館を直轄でやっておりましたが、一部のルーブルとかというものは公共企業体にしていこうと。日本のような独立行政法人的な性格のものにしていこうというのがあります。

イギリスについても同じような形で、非政府、公的組織ということでもともと国でやったものが非政府公的組織ということになっております。これについてももうちょっと深くうちの方で調べたいと思います。

研究職の大学との人事交流はございます。博物館で公募式をとっておりますので、当然大学であるとか、ほかの研究機関、博物館ということで研究職の採用については公募という形をとっております。

博物館は国立で4館ございますけれども、その間でも研究者の人事交流という配置の関係も行っております。

福井専門委員 今回の海外の、例えばフランスの公共企業体、ないしはドイツの財団法人、有限会社、オランダも美術館自立法、これらの設置形態と日本における独立行政法人との異同を細かく教えてほしいんです。今、どの程度御存じですか。

高尾美術館・歴史博物館室長 ここに記してあるくらいです。

福井専門委員 これは非常に重要な情報で、我々の継続して行っている議論にとって決定的な鍵となるわけです。

要するに、国の直営でやっていた大きな美術館業務などをかなり程度民営化するというのが先進諸国の世界的な潮流なわけです。そうすると、その中でどういうやり方をしているのか。それは例えば日本の独法とはどう違うのか、という情報をきちんと整理していただく必要があるでしょう。

この程度というか、このくらいの情報でも、かなり民営化の潮流があることは御自身で認識されておられる割には、書かれている文章では、ひたすら国でないといけない、今の独法でないといけないということですが、今の独法よりももっと民営化の程度の強い国はあるはず。それをお調べになって、なぜ少なくともそのような先進諸国の民営化の先進事例にならうような運営形態であってはいけないのか、ということについての消極的な根拠、積極的な根拠があるのであれば、整理してきちんと教えていただけませんか。

要するに、諸外国のちゃんとした国で、一定のことをやっているのであれば、それにならえないはずはないというのが普通の常識だと思うのです。その観点でのもっと精密な比較をお願いしたいと思います。

保険制度も同じです。これも6ページに補償制度の諸外国の例とありますけれども、これはよくわからないのですが、借用した美術作品に損失が生じた場合の補償制度でしょう。だから、どこかよその国から借りたとか、民間から借りた絵についての補償でしょう。

日本は補償はないとかさっきおっしゃいませでしたか。そうすると、もし国立美術館がよさの国から借りて、それに損失を与えた場合には補償しないという意味ですか。

高尾美術館・歴史博物館室長 いえ、これは保険をかけております。

福井専門委員 だから、同じことじゃないですか。保険料を払っているということは一種の補償の代替物ですから、そういうことじゃなくて、もともとの保険についての前回の議論での論点は、およそ持ち物であるものがたくさんあるわけでしょう。国家財産として重要な美術品、博物品があるわけです。それについて保険をかけてらっしゃらないとおっしゃっていたでしょう。そんな国ありますかということです。そこについては調べられましたか。借りたものじゃなくて、国家の持ち物である重要な美術品なり文化財について、どのような保険なり盗難なり破損した場合の修復措置、代償措置を予定しているんですかということです。

そこが前回、いや、国がそれは弁償しますから保険なんか要りませんということをおっしゃったので、我々一同驚いたわけです。それはあり得ないと。国が補償しますからというのは納税者がただ単に負担を強いられることだけのことであって、むしろ大事なものであるからこそ保険をかけてもらわなければいけない場合があるはずで、諸外国だってそうでしょうという文脈です。そこをもっときっちり調べていただいけませんか。

高尾美術館・歴史博物館室長 わかりました。

福井専門委員 それから、全体的に前回と全く変わらない御主張をされているように思うんですけれども、もうちょっと今のような諸外国の事例などをちゃんと精査した上できちんと答えただいけませんか。証拠についても諸外国との比較をしてくださいとお願ひしてあったにもかかわらず、そこが不十分なまま同じことを連呼されているように見受けられますので、それでは議論が建設的になりません。現に世界で行われているとか、あるいは今の潮流なり「市場化テスト」の国内の文脈を踏まえた建設的な議論をしたいのです。そもそも論は通用するとお考えにならない方がいい。そもそも国が必要なんですというんだったら、諸外国のちゃんとした文化国家が民営化なり民間委託なり日本以上に進めているんですか。そこについて真摯にきちんと答えただいかなないと困ります。

抽象的な主張に関する作文のレベルの議論ではなくて、どうすれば民営化がうまくいくのというもっと実践的で技術的で建設的な議論をしたいと思いますので、今日はこの程度ではほとんど議論は煮詰まらないと思いますが、さっき申し上げたようなことをもっときっちり調べていただいて、次回もうちょっと詰めた議論をしたいと思います。

美原専門委員 今回の補足しますと、特に外国事情ですけれども、やはり福井先生がおっしゃられているとおり、国の関与の在り方は、今、文科省の御説明とちょっと違います。例えばフランスの場合には、パブリックです。この場合の国の関与の在り方は日本とはかなり違います。そういった意味では、福井先生がおっしゃった民の潮流というのは明確に存在するので、それと比較した上でどうあるべきかという御議論を展開していただくのが必要ではないかと思います。

それと英国の場合の王立武具博物館は、破綻してリストラしています。リストラに成功しているはずなので、確かにここに書いてあるのは事実ですけれども、あたかも国の関与が元に戻ったのだという指摘は、必ずしもそうではないはずなんです。現実にはこれはリストラですから、リストラにおいて民間事業者が持っている権益と公共の在り方はもう少し再構成されているはずなので、こんな単純に国の関与に戻ったということにはならないはずです。

こういった意味においても、国の関与の在り方、民間の在り方、もう少し詳しく説明していただくとわかりやすいです。やはり世界における美術館、博物館の大きな方向性というのは、民間の活力導入とか交付金を減らして、自活して、できる限り民間事業者と同じようにやりなさいという方向になっているはずなので、それをベースに是非とも御議論させていただきたいと思います。

福井専門委員 それから、研究員の方の学士・修士・博士別の人数をお聞きしたんですが、手元にあるのは国立博物館だけのようにも思うんですが、美術館の内訳はどこかいただいていますか。

高尾美術館・歴史博物館室長 資料2で国立美術館ということですが、資料1が国立博物館です。

福井専門委員 人数の内訳はいただいていますか。

博物館については1枚紙でございますが、美術館の方は何人ですか。

高尾美術館・歴史博物館室長 美術館全体で60名でございます。そのうち博士1、修士48、学士11です。

福井専門委員 さっきの文化財研究所はおわかりになりましたか。

今ざっと拝見して思ったんですけれども、今、博士が1名とか、博物館ですと、博士が全体で100名くらいいるうちの27名ですから、4分の1ですか。これがどうして専門家集団なのですか。諸外国の美術館とか、文化財の研究施設で、博士学位持ちが学芸員なり研究員だというのは常識です。失礼ですが、どうしてこの程度の学歴の集団が他に比類のない専門家集団だと言えるんですか。学士・修士というのは何をやっているのかわかりますか。研究論文について一人前じゃないという扱いですよ。文科省自身がそう位置づけている。博士号を持って初めて普通運転免許証取得です。どうお考えですか。

高尾美術館・歴史博物館室長 最初に御説明しましたが、いわゆる学芸の職というのは日々の研鑽、いわゆる経験から来る技術的な向上であるとか、鑑識というものが非常に重

要になってくるわけです。なぜかと申しますと、大学と違って物を対象にしている。その中で自分たちの技術を磨いていく。物を対象にしながら調査研究をしていくと。必ずしも学位という問題ではないわけです。

福井専門委員 だって専門知識についてすぐれているとおっしゃったわけです。専門知識の陶冶をやる場は基本的に大学です。そう文科省自身が位置づけておられる。大学で研究者としての一人前の称号としての博士号も持たない方がオン・ザ・ジョブでやるというのだったら、それは学問じゃないですよ。

もし仮に百歩譲って、オン・ザ・ジョブで非常に実践的な文化財や美術品に関する識見を身に付けられたとします。拝見すると一定の論文も書いておられるようだとすると、どうしてこれらを基にして博士号を、この方々は取ることができないのですか。

高尾美術館・歴史博物館室長 どうして取れないんですかと、それは本人の問題ですけれども。

福井専門委員 取れないような集団がどうして高度の専門家集団なのかということが誠に理解に苦しみます。

高尾美術館・歴史博物館室長 今うちの方で資料3と4でしっかりとした研究業績を出しているわけですから、これは専門性ではないというのはおかしい議論だと思うのですが。

福井専門委員 どうしてですか。学位というのは何のためにあるんですか。学術研究のスペシャリストとしての称号です。一定の学術業績がある方はどの分野でもそうですけれども、学位をお取りになります。そうではないと恥ずかしくて国際会議にも出られない。学位をお持ちでない方の専門研究業績の論文がこうですとおっしゃっても、我々わかりません。これがすぐれた業績だということをだれが認証するのですか。

あるいはこの中でレフェリー付きの論文は累計で何本あるんですか。匿名の審査員のレフェリーをえているということは、論文の価値にとって決定的に重要です。審査を越えていない論文は雑文、エッセーです。それが累計で何本あるんですか。これも後ほどでいいですけれども、教えていただけますか。

後ほどで結構ですが、高度の専門家集団であられるということを随分前回は強調されたし、今回も強調されましたが、それとこの学歴とはおよそ対応していないと思います。それでもなおかつこの方々が比類のない高度の専門家集団だという実質的論拠があるのであれば、今はもう時間もありませんから、後ほどお出しいただけますか。

永山行政改革推進室長 また資料を出させていただきますが、例えば美術館の1枚目をごらんいただきますと、2人目の京都大学の方、博士課程退学と書いています。学位としては修士の学位しか取っておられないということなんですけれども、従来、人文系の場合、博士の学位を出すというのはかなり……

福井専門委員 知っています。10年くらい前から文科省が完全に方針転換されて、人文社会科学系でも学位はちゃんと博士課程、満期退学ではなくて、出すようにという強力な御指導をされて、今はそのようになっているはずですよ。その状況下でこれでしょう。かつ

て退学された方でも、今、本当に業績がある方だったら、簡単に学位を取り得る状況を文科省自身がおつくりになったはずですよ。

永山行政改革推進室長 年齢が書いていないのでわかりませんが。

福井専門委員 今は年配の方でも業績さえ積んでおられる方なら、今から論文博士でも簡単にとれるはずですよ。それもされないで高度の専門家集団だというのは、随分牽強付会な御主張だと思います。

安念専門委員 仮に百歩譲って修士号プラスOJTで専門家集団が育成されているんだとしましょう。しかし、それならまさに、国のウイングでやる必要は全然ない、ということをおっしゃっているわけで、民間で構わないじゃありませんか。技能を学校で身に付けて、あとは旋盤を削って民間で専門家になっているわけです。今おっしゃったことは、まさに独法という国のウイングでなければならぬ必要がないことをおっしゃっているような気が私はするんです。

袖山文化財保護企画室長 文化財研究所でございますが、博士が28、修士が56、学士が6でございます。

福井専門委員 たった4分の1しか博士号取得者はいないわけでしょう。美術館の1名というのは論外だと思いますけれども、文化財研究所でも4分の1でしょう。これを堂々と出してこられるという、その感性も信じられない。

原主査 丁寧に論文まで書いて今日提出していただいていますけれども、基本的な考え方と、大きな隔りというものを感じておられて、出された資料も海外の状況を調べてくださいというふうにお願ひしました意図は、今後民間の事業者でやれる道筋がないのかどうかを検討するためなので、ただ、こうでしたということだけではなくて、もっと深く掘り下げての資料を提出をしていただきたかったと思います。

それから、こういった業績一覧表のようなものを出されておりますけれども、実際にどういった担い手の方がどれくらい在席をして、なぜ博士号を取っていないのかということもありましたけれども、先ほど人事交流のことも聞きましたけれども、把握が難しいようなところがありますし、それから、こうしたメンバー構成でおやりになっていらしゃれば、かなり高度な専門性を持たれるということであれば、なおさら民間でこういった方々の集団としてやっていけるという方策もあるわけなので、その辺りも少し深めた検討が本来であればできるはずだったという感じがしております。

福井専門委員 今回のデータで拝見すると、高度の学歴を持ち、または専門家としてのトレーニングについて必ずしもアカデミックなオーソライズを受けている方でもない方が大部分であるにもかかわらず、オン・ザ・ジョブできちんと運営されている。かいつまんで言うところの御主張です。

そうであれば、安念専門委員や原主査も今申し上げたように、別に民間だって高度な学歴の方ばかりじゃないかもしれない。けれども、それだったらなおさら博士号取得者でなくても、この程度のことのできているのだったら、民間に同じような、あるいはより優れ

た人材はいっぱいいるはずで、あるいは大学にもいるはずで、その方々が同じような美術品や文化財に接する、オン・ザ・ジョブできっちりとトレーニングを積まれば、なおさら代替可能な業務だということになるはずで。

この紙で書かれた定性的な御主張とおよそ実態は異なるということになると思います。

余り観念論の空中戦でむだな労力や時間をかけないで、先ほども申し上げたように、実践的な検討をお願いします。

通るわけのない荒唐無稽な御主張だということこそそろそろ気づいていただかないと困ります。

原主査 議論を深めるためには少し素材不足という感じもいたしますが、引き続いて御質問があればですが、なければ今日のヒアリングは、ちょっと途中という感じでの打ち切りになりますけれども。

福井専門委員 ちょっと補足ですが、外国の例を調べられるときに、基本的に重要なのは採算が独立しているかどうかというところがポイントですので、そこについてきちんとお調べいただきたいと思います。日本の独立行政法人の場合、採算が独立という建前ですが、最後は国が保証しますから、本当の独立ではございません。モラルハザードが極めて起こりやすい組織体であるということは、専門家の通説です。

そういう形でない運営をしているところがあると我々は認識しておりますので、そういう例について具体的に自らに不利な事実だからと言って手を抜かれずにきちんと調べていただいた上で、それを素材としてきちんとした議論をしたいと思います。

原主査 では、改めて今の追加の質問も出ましたので、また回答ということで検討を深めていただけたらと思っております。

今日はとりあえずこれで終わりということにいたします。どうもお疲れ様でした。